

セルフメディケーション税制

対象医薬品

大幅に拡充!!

R4.1.1より

常備薬を正しく使ってトクして健康に!

確定申告で
税金がもどって
きます!

品名の前にある
★印が対象品ですよ!

レシート・
領収書・納品書、
検診結果など
保管しておき
ましょう



**感冒薬、
解熱鎮痛薬、
せき止め、
鼻炎薬、
貼り薬などで
追加!**

2017年1月から、薬局やドラッグストアなどで特定の成分を含んだ市販薬の購入に対する新しい税制、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まりました。

特定の成分を含んだ市販薬(スイッチOTC医薬品)の年間購入額が「合計1万2,000円」を超えた場合に適用される制度です。

詳しくは厚生労働省ホームページ

「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

日本一般用医薬品連合会ホームページへ

<https://www.jfsmi.jp/lp/tax/index.html>

セルフメディケーション税制

検索

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は同時に適用できませんので、ご注意ください。

対象となる薬は?

医療用から転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)です。

案内のチラシ、申込用紙にございます商品名の前に★マークがついたものが対象商品となります。

※納品明細書には対象商品の商品名、数量、金額などが表示されていますので、申告の際、ご利用ください。

対象となる人は?

下記のいずれかを受けていて、対象商品を購入した人です。

- ・特定健診(いわゆるメタボ検診)
- ・予防接種
- ・定期健康診断(事業主検診)
- ・健康診断(がん検診)

控除される金額は?

年間(1月1日から12月31日)購入金額の合計が12,000円を超えたとき、その超えた部分の金額が所得控除の対象となります。上限金額は88,000円で生計を一にしている家族の分も含まれます。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)に関するお問合せ窓口

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

2017年1月より、従来の医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制が始まりました。詳しい内容につきましては、下記お問い合わせ窓口もしくは弊社ホームページ「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について(Q&A)」にてご確認ください。

白石薬品 セルフメディケーション税制 検索

お問合せ窓口: 白石薬品株式会社
TEL 072-622-8500 (平日9:00~17:00)